

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章・第二章（略）</p> <p>第三章 資金移動</p> <p>第一節（略）</p> <p>第二節 業務（第四十三条―第五十一条の二）</p> <p>第三節・第四節（略）</p> <p>第四章・第五章（略）</p> <p>第六章 指定紛争解決機関（第九十九条―第一百一条）</p> <p>第七章 雑則（第一百二条―第一百六条）</p> <p>第八章 罰則（第一百七条―第一百八条）</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>（定義）</p> <p>第二条（略）</p> <p>257（略）</p> <p>8 この法律において「指定紛争解決機関」とは、第九十九条第一項の規定による指定を受けた者をいう。</p>	<p>目次</p> <p>第一章・第二章（略）</p> <p>第三章 資金移動</p> <p>第一節（略）</p> <p>第二節 業務（第四十三条―第五十一条）</p> <p>第三節・第四節（略）</p> <p>第四章・第五章（略）</p> <p>（新設）</p> <p>第六章 雑則（第九十九条―第一百三条）</p> <p>第七章 罰則（第一百四条―第一百五条）</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>（定義）</p> <p>第二条（略）</p> <p>257（略）</p> <p>（新設）</p>

## 第二章 前払式支払手段

## (登録の拒否)

第十条 内閣総理大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

## 一～六 (略)

七 第二十七条第一項若しくは第二項の規定により第七条の登録を取り消され、又はこの法律（この章の規定及び当該規定に係る第八章の規定に限る。以下この項において同じ。）に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の登録（当該登録に類する許可その他の行政処分を含む。第九号ホにおいて同じ。）を取り消され、その取消の日から三年を経過しない

法人

## 八・九 (略)

## 2 (略)

(指定紛争解決機関との契約締結義務等)

第五十一条の二 資金移動業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置を講じなければならない。

## 第二章 前払式支払手段

## (登録の拒否)

第十条 内閣総理大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

## 一～六 (略)

七 第二十七条第一項若しくは第二項の規定により第七条の登録を取り消され、又はこの法律（この章の規定及び当該規定に係る第七章の規定に限る。以下この項において同じ。）に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の登録（当該登録に類する許可その他の行政処分を含む。第九号ホにおいて同じ。）を取り消され、その取消の日から三年を経過しない

法人

## 八・九 (略)

## 2 (略)

(新設)

一 指定紛争解決機関が存在する場合 一の指定紛争解決機関との間で資金移動業に係る手続実施基本契約（第九十九条第一項第八号に規定する手続実施基本契約をいう。次項において同じ。）を締結する措置

二 指定紛争解決機関が存在しない場合 資金移動業に関する苦情処理措置及び紛争解決措置

2 資金移動業者は、前項の規定により手続実施基本契約を締結する措置を講じた場合には、当該手続実施基本契約の相手方である指定紛争解決機関の商号又は名称を公表しなければならない。

3 第一項の規定は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間においては、適用しない。

一 第一項第一号に掲げる場合に該当していた場合において、同項第二号に掲げる場合に該当することとなったとき 第一百一条第一項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の八十三第一項の規定による紛争解決等業務（第九十九条第一項に規定する紛争解決等業務をいう。次号において同じ。）の廃止の認可又は第一百一条第一項の規定による指定の取消しの時に、第一項第二号に定める措置を講ずるために必要な期間として内閣総理大臣が定める期間

二 第一項第一号に掲げる場合に該当していた場合において、同項の一の指定紛争解決機関の紛争解決等業務の廃止が第一百一条第一項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の八十三第一項の規定により認可されたとき、又は同号の一の指定紛争解決機関

の第九十九条第一項の規定による指定が第百条第一項の規定により取り消されたとき（前号に掲げる場合を除く。）その認可又は取消しの時に、第一項第一号に定める措置を講ずるために必要な期間として内閣総理大臣が定める期間

三 第一項第二号に掲げる場合に該当していた場合において、同項第一号に掲げる場合に該当することとなったとき 第九十九条第一項の規定による指定の時に、同号に定める措置を講ずるために必要な期間として内閣総理大臣が定める期間

4 第一項第二号の「苦情処理措置」とは、利用者からの苦情の処理の業務に従事する使用人その他の従業者に対する助言若しくは指導を消費生活に関する消費者と事業者との間に生じた苦情に係る相談その他の消費生活に関する事項について専門的な知識経験を有する者として内閣府令で定める者に行わせること又はこれに準ずるものとして内閣府令で定める措置をいう。

5 第一項第二号の「紛争解決措置」とは、利用者との紛争の解決を認証紛争解決手続（裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第百五十一号）第二条第三号に規定する認証紛争解決手続をいう。）により図ること又はこれに準ずるものとして内閣府令で定める措置をいう。

（利用者からの苦情に関する対応等）

第九十一条 認定資金決済事業者協会は、前払式支払手段又は資金移動の業務の利用者から会員の行う前払式支払手段の発行の業務又は資金

（利用者からの苦情に関する対応等）

第九十一条 認定資金決済事業者協会は、前払式支払手段又は資金移動の業務の利用者から会員の行う前払式支払手段の発行の業務又は資金

移動業に関する苦情について解決の申出があったときは、その相談に応じ、申出人に必要な助言をし、その苦情に係る事情を調査するとともに、当該会員に対しその苦情の内容を通知してその迅速な処理を求めなければならない。

254 (略)

5 第一項の規定は、認定資金決済事業者協会が第九十九条第一項の規定による指定を受けている場合において、第一項の申出が資金移動業に関する苦情に係るものであるときは、適用しない。

## 第六章 指定紛争解決機関

(紛争解決等業務を行う者の指定)

第九十九条 内閣総理大臣は、次に掲げる要件を備える者を、その申請により、紛争解決等業務（苦情処理手続（資金移動業に関する苦情を処理する手続をいう。）及び紛争解決手続（資金移動業に関する紛争で当事者が和解をすることができるものについて訴訟手続によらずに解決を図る手続をいう。次条第三項を除き、以下この章において同じ。）の業務並びにこれに付随する業務をいう。以下この項において同じ。）を行う者として、指定することができる。

一 法人（人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含み、外国の法令に準拠して設立された法人その他の外国の団体を除く。第四号二において同じ。）であること。

移動業に関する苦情について解決の申出があったときは、その相談に応じ、申出人に必要な助言をし、その苦情に係る事情を調査するとともに、当該会員に対しその苦情の内容を通知してその迅速な処理を求めなければならない。

254 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

二 次条第一項の規定によりこの項の指定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者又は他の法律の規定による指定であつて紛争解決等業務に相当する業務に係るものとして政令で定めるものを取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者でないこと。

三 この法律、銀行法等若しくは弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者でないこと。

四 役員のうち、次のいずれかに該当する者がないこと。

イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらに相当する者

ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これに相当する者

ハ 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

ニ 次条第一項の規定によりこの項の指定を取り消された場合若しくはこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている当該指定に類する行政処分を取り消された場合において、その取消しの日前一月以内にその法人の役員（外国の法令上これと同様に取り扱われている者を含む。ニにおい

て同じ。)であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者又は他の法律の規定による指定であつて紛争解決等業務に相当する業務に係るものとして政令で定めるもの若しくは当該他の法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている当該政令で定める指定に類する行政処分を取り消された場合において、その取消しの日前一月以内にその法人の役員であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者

ホ この法律、銀行法等若しくは弁護士法又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

五 紛争解決等業務を的確に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有すること。

六 役員又は職員の構成が紛争解決等業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

七 紛争解決等業務の実施に関する規程(以下この章において「業務規程」という。)が法令に適合し、かつ、この法律の定めるところにより紛争解決等業務を公正かつ的確に実施するために十分であると認められること。

八 次項の規定により意見を聴取した結果、手続実施基本契約(紛争解決等業務の実施を内容とする契約をいう。以下この章において同じ。)の解除に関する事項その他の手続実施基本契約の内容

(第百一条第一項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の六十七第二項各号に掲げる事項を除く。)その他の業務規程の内容(第百一条第一項において読み替えて準用する同法第五十二条の六十七第三項の規定によりその内容とするものでなければならぬこととされる事項並びに第百一条第一項において読み替えて準用する同法第五十二条の六十七第四項各号及び第五項第一号に掲げる基準に適合するために必要な事項を除く。)について異議(合理的な理由が付されたものに限る。)を述べた資金移動業者の数の資金移動業者の総数に占める割合が政令で定める割合以下の割合となったこと。

2| 前項の申請をしようとする者は、あらかじめ、内閣府令で定めるところにより、資金移動業者に対し、業務規程の内容を説明し、これについて異議がないかどうかの意見(異議がある場合には、その理由を含む。)を聴取し、及びその結果を記載した書類を作成しなければならぬ。

3| 内閣総理大臣は、第一項の規定による指定をしようとするときは、同項第五号から第七号までに掲げる要件(紛争解決手続の業務に係る部分に限り、同号に掲げる要件にあつては、第百一条第一項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の六十七第四項各号及び第五項各号に掲げる基準に係るものに限る。)に該当していることについて、あらかじめ、法務大臣に協議しなければならない。

4| 内閣総理大臣は、第一項の規定による指定をしたときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

(指定の取消し等)

第百条 内閣総理大臣は、指定紛争解決機関が次の各号のいずれかに該当するときは、前条第一項の規定による指定を取り消し、又は六月以内の期間を定めて、その業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 前条第一項第二号から第七号までに掲げる要件に該当しないこととなったとき、又は指定を受けた時点において同項各号のいずれかに該当していなかったことが判明したとき。

二 不正の手段により前条第一項の規定による指定を受けたとき。

三 法令又は法令に基づく処分に違反したとき。

2 内閣総理大臣は、指定紛争解決機関が次の各号のいずれかに該当する場合において、前項の規定による処分又は命令をしようとするときは、あらかじめ、法務大臣に協議しなければならない。

一 前条第一項第五号から第七号までに掲げる要件（紛争解決手続の業務に係る部分に限り、同号に掲げる要件にあつては、次条第一項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の六十七第四項各号及び第五項各号に掲げる基準に係るものに限る。以下この号において同じ。）に該当しないこととなった場合又は前条第一項の規定による指定を受けた時点において同項第五号から第七号までに掲げる要件に該当していなかったことが判明した場合

二 次条第一項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の六十五、第五十二条の六十六、第五十二条の六十九又は第五十二条

(新設)

の七十三の規定に違反した場合（その違反行為が紛争解決手続の業務に係るものである場合に限る。）

3 第一項の規定により前条第一項の規定による指定の取消しの処分を受け、又はその業務の全部若しくは一部の停止の命令を受けた者は、当該処分又は命令の日から二週間以内に、当該処分又は命令の日に次条第一項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の八十三第三項に規定する苦情処理手続又は紛争解決手続が実施されていた当事者、当該当事者以外の手続実施基本契約を締結した相手方である資金移動業者及び他の指定紛争解決機関に当該処分又は命令を受けた旨を通知しなければならない。

4 内閣総理大臣は、第一項の規定により前条第一項の規定による指定を取り消したとき、又はその業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

（指定紛争解決機関に関する銀行法の規定の準用）

第一百一条 銀行法第二条第十九項から第二十二項まで及び第五十二条の六十三から第五十二条の八十三までの規定（これらの規定に係る罰則を含む。次項において「銀行法規定」という。）は、指定紛争解決機関について準用する。この場合において、次項に定める場合を除き、これらの規定中次の表の上欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

（新設）

銀行業務関連苦情	資金移動業関連苦情
銀行業務関連紛争	資金移動業関連紛争
加入銀行	加入資金移動業者
顧客	利用者

2

銀行法規定を指定紛争解決機関について準用する場合において、次の表の上欄に掲げる銀行法規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第五十二条の 六十三第一項	前条第一項	資金決済に関する法律 第九十九条第一項
第五十二条の 六十三第二項	前条第一項第三号	資金決済に関する法律 第九十九条第一項第三号
第五十二条の 第六号	前条第二項	資金決済に関する法律 第九十九条第二項
第五十二条の 七十三第三項 第二号	銀行業務	為替取引に係る業務
第五十二条の 七十四第二項	第五十二条の六十二第一項の規定による指定	資金決済に関する法律 第九十九条第一項の規定

		が第五十二条の八十四 第一項	定による指定が同法第 百条第一項
	第五十二条の 三項	第五十二条の八十四第 三項	同法第百条第三項
第五十二条の 八十二第二項	第五十二条の六十二第 一項第五号	資金決済に関する法律 第九十九条第一項第五 号	
第一号			

第七章 雑則

第二百二条〜第二百六条 (略)

第八章 罰則

第二百七条〜第二百十三条 (略)

第二百十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰  
金に処する。

一〜九 (略)

十 第百条第三項の規定による通知をせず、又は虚偽の通知をした  
者

第百十五条 法人（人格のない社団又は財団であつて代表者又は管理

第六章 雑則

第九十九条〜第一百三条 (略)

第七章 罰則

第一百四条〜第一百十条 (略)

第一百十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰  
金に処する。

一〜九 (略)

(新設)

第一百十二条 法人（人格のない社団又は財団であつて代表者又は管理

人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

- 一 第百八条（第三号を除く。） 三億円以下の罰金刑
- 二 第百九条（第七号を除く。） 二億円以下の罰金刑
- 三 第百十条又は第百十二条（第一号、第二号、第九号及び第十号を除く。） 一億円以下の罰金刑

四 第百七条、第百八条第三号、第百九条第七号、第百十二条第一号、第二号、第九号若しくは第十号、第百十三条又は前条 各本条の罰金刑

2  
(略)

第百十六条～第百十八条 (略)

人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

- 一 第百五条（第三号を除く。） 三億円以下の罰金刑
- 二 第百六条（第七号を除く。） 二億円以下の罰金刑
- 三 第百七条又は第百九条（第一号、第二号、第九号及び第十号を除く。） 一億円以下の罰金刑

四 第百四条、第百五条第三号、第百六条第七号、第百九条第一号、第二号、第九号若しくは第十号、第百十条又は前条 各本条の罰金刑

2  
(略)

第百十三条～第百十五条 (略)